

「中間まとめ」と平成18年度薬価改定について

○医療用医薬品の流通改善について「中間まとめ」(抄)

(平成16年12月7日医療用医薬品の流通改善に関する懇談会)

医療用医薬品の取引

(卸売業者と医療機関／調剤薬局との取引)

- ・ 購入量の大きい医療機関／調剤薬局を中心に、長期に渡って未妥結・仮納入を継続する事例がみられる。これは、薬価調査により把握されない取引であり、現行の薬価制度の信頼性を損なう取引であることから、公的医療保険制度の下では、個々の契約当事者間の交渉により、こうした取引を是正することが望まれる。

○平成18年度薬価制度改革の骨子(抄)

(平成17年12月16日中央社会保険医療協議会総会)

薬価改定及び薬価調査

- ・ 現在2年に1回行っている薬価改定については、頻度も含めたその在り方について、引き続き検討を行うこととする。
- ・ 季節等により使用量が大きく変動する既収載品目についても、その価格及び数量を適確に把握できるよう、薬価調査を充実することとする。【次回以降の薬価改訂時に実施】
- ・ 長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入は、薬価調査の信頼性を確保する観点からも、不適切な取引であることから、その是正を図ることとする。【平成18年度実施】